

平成 2 1 年 第 1 回

教育委員会定例会会議録

平成 2 1 年 1 月 1 4 日

中央区教育委員会

平成21年第1回教育委員会定例会会議録

開会日時 平成21年1月14日（水） 午後2時00分

場 所 中央区役所6階会議室

出席委員 中央区教育委員会委員長 安達公一
委 員 鈴木ゆか
委 員 永嶋久子
委 員 松川昭義
教育長 高橋春雄

説明のために出席した事務局職員

次 長 齋藤 弘
庶務課長 奥田春光
副 参 事 遠藤 誠
学務課長 長嶋育夫
指導室長 和田利次
統括指導主事 小林佳世
図書文化財課長 守谷澄男

書 記 中央区教育委員会事務局

庶務係長 貝塚直明
庶務係員 信坂悦子

開 議 午後2時00分安達委員長開会宣言

会議規則第30条による署名委員

委員長 安達公一
委 員 永嶋久子

日程第1 議案第1号

中央区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成19年度分）の結果に関する報告書について

日程第2 議案第2号

中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について

- 日程第 3 議案第 3 号
 中央区民文化財の登録及び指定について
- 日程第 4 報告事項
 各課事業報告について

松川委員 現在は、限度額として9,800円支給され、それが7,900円になるということですね。

教 育 長 義務教育の先生方の給与の見直しを今国が進めておりますので、拡充ではなく減らす方向になっております。これは23区同一の基準でやるようになっております。

永嶋委員 どうして減らすようになったんですか。

教 育 長 それは政策的な判断ですが、もともと、いい教員を確保しようというので、こういう手当を厚くしたわけです。そこまでやる必要はないという流れです。だから、それは政策的判断で、人によっては、もっと手厚くしたほうがいいのではないかという意見もありますが、国としては見直していく考えです。

松川委員 特別手当というのは、いろいろ項目があるんですか。

教 育 長 義務教育等教員特別手当として設定しているもので、それしかありません。一般的な手当は、扶養手当や住居手当等々の各種手当があります。これとはちょっと趣が違います。

松川委員 何で特別なんですか。

指導室長 義務教育の教員は、人材確保の観点から一般的な扶養手当や住居手当とは趣を異にした手当ですので特別手当と呼んでおります。優遇措置としてのこの手当を見直すということでございます。

永嶋委員 いい先生を確保するのには、お給料の面が必要ですね。だから、減らす方向というのは、私はちょっとわからないですね。増やすのであればわかりますが。

教 育 長 義務教育教員の場合、2分の1が国庫負担ですから、その部分を国のほうは見直したいということで、都費部分の2分の1も見直さざるをえないところですよ。ですから、小・中学校の先生方は下がってしまいます。幼稚園の先生は全額区費だからいいのかというと、そうもいきません。小・中学校の先生とのバランスで2分の1を措置していますから、やっぱり下げざるを得なくなります。

松川委員 これは、教職員全員ということですね。

教 育 長 幼稚園の先生は義務教育じゃないですから、本来手当の対象になりませんが、特別区は義務教育の先生に準じて、約半額ですが手当をつけて優遇しているということです。

委 員 長 他にご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

委 員 長 ご質問等ないので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決され

ました。

委員長 次に、日程第3、議案第3号を議題といたします。

議案第3号を書記、朗読をお願いします。

(書記、朗読)

委員長 教育長から提案説明をお願いいたします。

教育長 議案第3号「中央区民文化財の登録及び指定について」提案説明

委員長 ただいまの説明について、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

永嶋委員 指定されるこのビルは、もう取り壊すことはできないということですか。

図書文化財課長 基本的には保存してほしいという願いは、当然、区側のほうからしておりますが、改修工事ですとかその他については、文化財保護審議会のほうにその内容を諮りまして、審議委員会の方にご判断いただくということになります。

委員長 ほかにご質問等はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

委員長 ご質問等ないので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、各課事業報告について、順次ご報告願います。

指導室長 「平成21年区立学校の卒業式等の日程について」資料1により報告

「平成20年度小学校長配置一覧について」資料2により報告

担当課長 「意見・要望について」資料3により報告

委員長 ただいままでの報告について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

松川委員 意見・要望の中で特認校希望の57名という人数ですが、この意味するところがよく理解しにくいところです。多いのか、少ないのか、総体的にどうなのかというところを説明してください。

学務課長 今年初めて特認校制度を導入し、どの程度特認校を希望するかというのは、なかなか難しい問題であったと思います。特認校制度の目的が2つあって、1つは、一人ひとりに合った学校をある程度選べますよと、そういった選択の幅を広げようということ。それから、月島地域の人口が増えてきておりますので、まだ施設に余裕がある学校には、保護者の選択の幅を広げ、ほかの地域の方にも開放していこうということです。ですから、月島地域の学校については、基本的には特認校として指定されているところは1校もありません。そのため結果的に、月島地域の方が特認校、京橋地域あるいは日本橋地域のほうに移動されたということです。月島地域から何人程度の方に移動して欲しかったということではなくて、選択の幅をある程度広げた結果、57名の方が移動されたという理解するのが適当だと思います。一方、中学校の選択

制を導入したときも、初年度よりも徐々に学校の理解が深まっていくと希望者は増えていったというケースもありますので、今後数年はこの動向を見定める必要があるのではないかと考えております。ですから、５７の数字が成功なのか失敗なのかというのは、いまのところ何とも言えないところでございます。

松川委員 全体としては、他の自治体と比べたら、まあまあだったんでしょうか。
例えば、当初想定でしたら、このぐらいいは出るのかなというような推測値とか傾向値はあったんですか。

学務課長 他区との比較という点では、完全な自由選択制ですとか、あるいは隣接校選択制はありますが、特認校制自体は２３区で本区が初めて導入した制度です。平均的な移動率を見ると、ほかの地域は、大体、希望者として２０％ぐらいいは動くということですので、例えば１年生ですと７５０人ぐらいいはということですから、もっと多く移動してもおかしくありません。しかし、特認校制で選べる学校がしばられてますので、移動した量という意味では、少なくなります。選択制が普及し出した１つの原因というのは、子供の数がある程度少なくなって、各学校に受け入れる余裕が出てきたことにあります。中央区の場合は、子供が増えてるという状況にありますので、完全な自由選択制は技術的にも不可能な部分もあります。そういった意味でいえば、思ったよりも動いたなというのが実感です。

委員長 よろしいでしょうか。ほかにはよろしいでしょうか。
(「なし」の声あり)

委員長 それでは、ご質問等ないようですので、これで本日の日程は終了いたしますが、委員の方から自由にご意見等ございましたらお伺いいたしますが、いかがでしょうか。よろしいですか。
(「なし」の声あり)

委員長 それでは、ご意見等ないようですので、これで本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後２時３２分 安達委員長閉会宣言
署名委員